

積算内容確認の取扱いの改正について

入札の透明性及び公平性を確保するため、入札執行後に設計図書の積算内容確認を行っていますが、対象工事を拡大し、取扱いを一部改正しますのでお知らせします。

1 主な改正内容

(1) 対象工事の見直し

旧：一般競争入札により入札を執行する工事

↓

新：予定価格を事前公表する工事を除く入札を執行する工事

(2) 確認依頼書の提出期限の見直し

旧：入札日の翌日午後 5 時 15 分まで

↓

新：入札日の翌日午後 3 時まで

2 適用基準日

令和 8 年 4 月 1 日以降、公告又は指名通知する工事から適用する。